

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第90回）議事概要

1 日 時

平成30年10月26日（金）13時58分～14時26分

2 場 所

総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

新美 育文（部会長）、川濱 昇（部会長代理）、大谷 和子、佐藤 治正、
藤井 威生、三友 仁志、山下 東子、吉田 裕美子

（以上8名）

（2）総務省

秋本電気通信事業部長、竹村総務課長、大村料金サービス課長、
大磯料金サービス課課長補佐、藤田電気通信技術システム課長、
井手電気通信技術システム課認証分析官

（3）事務局

佐藤情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

（1）諮問事項

ア 端末設備等規則等の一部改正について【諮問第3107号】

審議の結果、本件について本部会において意見募集を実施し、提出された意見を踏まえ審議を行うこととした。

【内容】

本件は、情報通信審議会からの一部答申「I o Tの普及に対応した電気通信設備に係る技術的条件」を踏まえ、I o T機器を含む端末設備のセキュリティ対策に関する技術基準の整備及びLPWAサービスに係る電気通信主任技術者の選任義務の緩和を行うことを目的として、端末設備等規則及び電気通信主任技術者規則の一部の改正を行うものとして、諮問を受けたもの。

イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について（「網機能提供計画」制度の見直し及び第一種指定電気通信設備等の接続機能の休廃止に伴う周知制度の整備）【諮問第3108号】

審議の結果、本件について総務省において意見募集及び再意見募集を実施し、提出された意見及び再意見募集の結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行うこととした。

【内容】

本件は、電気通信事業法第36条に定める「網機能提供計画」制度の対象範囲や手続ルールの見直しを行うとともに、本年5月に成立し公布された「電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律」によって定められた第一種指定電気通信設備等の接続機能の休廃止の周知制度に関する詳細ルールを整備するため、電気通信事業法施行規則等の一部の改正を行うものとして、諮問及び報告を受けたもの

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 佐藤・星

電 話：03-5253-5694

F A X：03-5253-5714

メー ル：ip-council@soumu.go.jp